# 第１３６５回　京都市教育委員会会議　会議録

１　日　時　平成２８年１２月２２日　木曜日
　　開会　１５時３０分　　閉会　１７時００分

２　場　所　京都市役所内　教育委員室

３　出 席 者　教　育　長　　在田　正秀
　　委　　員　　秋道　智彌
　　委　　員　　奥野　史子
　　委　　員　　鈴木　晶子
　　委　　員　　星川　茂一
　　委　　員　　髙乗　秀明

４　傍 聴 者　１人

５　議事の概要

（１）　開会

１５時３０分，教育長が開会を宣告。

（２）　前会会議録の承認

第１３６４回京都市教育委員会会議の会議録について，教育長及び全委員の承認が得られた。

（３）　議事の概要

ア　議事

議案１件，報告２件

イ　非公開の承認

報告１件については，関係機関と協議等を必要とする事項に関する案件であり，京都市教育委員会会議規則に基づき，非公開とすることについて，全委員の承認が得られた。

ウ　議決事項

議第２３号　京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

（事務局説明　有澤　教職員人事課長）

本議案は，平成２８年１１月１７日の教育委員会で御承認いただいた議第１６号「京都市教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の内容のうち，介護に関わる服務制度について，より詳細な事項を規則として定めるものである。

平成２９年１月１日から施行される育児介護休業法など民間労働法制の変更や国家公務員における見直し内容を踏まえ，京都府でも同様の制度を措置することが予定されており，いわゆる府並として措置すべき市立の幼稚園・高等学校の教職員について，府費負担教職員との均衡を図ることとする。この制度改正により，仕事と介護との両立を可能とし，また，多様な家族形態に対応することができるものと考えている。

初めに「介護休暇の要介護者に係る同居要件」の撤廃について説明させていただく。現在，介護休暇では，要介護者の対象親族を，同居の有無を問わない，「配偶者，父母，子，配偶者の父母」に加え，同居を要する「祖父母，孫及び兄弟姉妹」，「事実上父母や子と同様に認められる者」としていた。今回の改正は，介護に対応する家族の在り方が変化し，同居しない親族の介護を行う事例も見られる中で厚生労働省令の改正により「祖父母，孫及び兄弟姉妹」の同居要件が撤廃することとされるなどの民間に準拠したものとなっている。なお，「事実上の父母や子と同様の関係にあると認められる者」の同居要件については継続することとする。

次に「介護休暇の分割取得」の新設について説明させていただく。
介護休暇を請求できる期間を３回まで分割指定し，その指定期間は通算して６月以内まで可能となるよう改正するものである。

現行制度においては，介護休暇の取得について，初めて休暇が承認された日から連続する６月の範囲内に限定されており，一旦請求すれば，その間に使用しなかった日があったとしても６月経過後には取得できなくなる。そのため，見通しの立ちにくい介護の性質上，申請するのに一定躊躇があったと思われるが，今回の改正により，例えば，要介護状態が生じた際の介護体制の整備等の始期，介護施設間等の移動等の中期，要介護者の看取り等の終期における対応など，柔軟に対応できる仕組みとなる。

次に「介護時間」の新設に伴う必要事項の規定について説明させていただく。
「介護時間」の新設については，条例改正の際に既に御承認いただいており，規則事項として定める，介護時間の期間・取得単位について説明する。

期間については，介護を必要とする一の継続する状態ごとに，連続する３年の期間内において必要と認められる期間であり，１日につき２時間を超えない範囲内で必要と認められるものとしている。その取得単位は３０分になる。なお，地方公務員の育児休業等に関する法律による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については，当該介護時間の２時間から，当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間とする。

次に「介護を行う教職員の時間外勤務免除」の新設について説明させていただく。
要介護者がいる教職員が当該要介護者を介護するために正規の勤務時間以外の時間に

おける勤務の制限を請求した場合には，当該請求をした教職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である場合を除き，超過勤務を免除する制度を新たに設けることとする。

（委員からの主な意見）

【秋道委員】現行の介護休暇制度について，「連続する６月の範囲内で指定する期間内」とあるが，この６月については，土日を除くものか。

【事 務 局】土日を含む暦日６月である。

（議決）

教育長が，議第２３号「京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」に対し，各委員「異議なし」を確認，議決。

エ 報告事項

報告　貧困家庭の子ども・青少年対策について

（事務局説明　樫木　総務課担当課長）

「貧困家庭の子ども・青少年対策」について，御報告させていただく。京都市では，今年度，貧困家庭の子どもや青少年に関する問題に対し，教育の支援，生活の支援，保護者に対する就労の支援，経済的支援を中心とした，多岐にわたる施策を全庁一丸となって融合・実践するため，「貧困家庭の子ども・青少年対策プロジェクトチーム」を設置し，検討を進めている。

この間，貧困家庭の子ども等に係る実態を把握するため，本年８月に「京都市子どもの生活状況等に関する調査」を実施し，その結果の速報をとりまとめるとともに，関係団体，施設等へのヒアリングの結果も踏まえ，「京都市貧困家庭の子ども・青少年対策に関する実施計画（骨子）」（案）を策定した。

まず，プロジェクトチームについては，子育て支援政策監をリーダーに，教育委員会からは，大林指導部長がサブリーダーを務め，総務課，調査課，学校指導課，生徒指導課，家庭地域教育支援担当等の課長級が参画し，協議してきた。

次に，貧困家庭の子ども等に係る実態を把握するため，本年８月に実施した「京都市子どもの生活状況等に関する調査」の結果の速報について，ご報告させていただく。

まず，「（１）　アンケート調査の概要」である。家庭の経済状況と子どもの生活習慣等との相関関係を把握することを目的に，アンケート調査を実施。「①無作為抽出による市民アンケート調査」の「ア　調査件数等」については，０歳から 17 歳までの子どもがいる家庭 18,000 件に対して実施し，回収率は全体で 48.8%となっている。「イ調査内容等」については，各家庭の経済状況のほか，家庭の「子育て力」の実態や貧

困の背景を把握するための調査として，実施している。「②　施策対象者へのアンケート調査」については，「無作為抽出による市民アンケート調査」とは別に，支援を要する子どもや家庭の実態をより多く把握するために実施したものである。「ア　調査対象」は，子どものいる生活保護受給世帯，児童扶養手当受給世帯である。「イ　対象件数」は，それぞれ 300 世帯ずつ，計 600 世帯を抽出して実施し，回収率は全体で 30.5％となっている。「ウ　調査内容等」については，「無作為抽出による市民アンケート」調査票から所得に関する設問を除いた調査票により実施した。

それでは，「(2) アンケート調査の結果」について，「京都市子どもの生活状況等に関する調査結果報告書　概要版」により，御説明させていただく。まずは，「本調査において世帯の所得が「貧困線」を下回るとする基準の算定方法」についてである。国においては，国民生活基礎調査を基に，可処分所得，いわゆる手取り収入を世帯人員の平方根で割った等価可処分所得の中央値の半分の額を「貧困線」とし，これを基に全国の貧困率を算出しているが，貧困線の都道府県，市町村別の数値が出されていないため，本調査においては，便宜的に，国が算出した全国の貧困線を基に，世帯がおおむね相対的貧困の状況にあると考えられるかどうかを判断することとした。また，本調査における所得の把握方法としては，回答いただく方の負担を考慮し，国の調査のように収入額を細かくお聞きするのではなく，１００万円から２００万円単位で区分した金額の選択肢から選んでいただく方式により，概ねの所得を調査・把握した。例えば，所得について「２０１万円から３００万円」の選択肢を選ばれた世帯は，２５０万円の所得と仮定し，これと先程の「貧困線」との比較を行っている。

次に，主な調査結果について，要点のみ御説明いたします。

はじめに，「世帯の可処分所得等」については，本調査において，所得が国の「貧困線」を下回ると考えられる世帯の割合は，アンケート回答者全体で 13.1％，ひとり親世帯では 49.4％となっている。なお，本アンケートで得られた割合については，国の調査とは対象や算定方法が異なるため，国が公表している相対的貧困率と比較できるものではありません。

「保護者の最終学歴」については，父親の最終学歴は，子どもの年齢にかかわらず「大学・大学院卒業」が最も高くなっているが，母親については，乳幼児調査では「大学・大学院卒業」が，小学生，中高生等調査では「高専，短大，専門学校等卒業」が最も高くなっている。「ひとり親世帯の母親」や「貧困線以下の所得の世帯」については，「高校等卒業」の割合が最も高くなっている。

「保護者の就労状況」については，父親については，「正社員・正規職員」の割合が最も高くなっているが，貧困線以下の所得の世帯の「正社員・正規職員」の割合は全体と比較して低くなっている。母親については，乳幼児調査では「正社員・正規職員」が，小学生，中高生等調査は「パート・アルバイト」が最も高くなっている。また，ひとり親世帯の母親の小学生，中高生等調査では「正社員・正規職員」の割合が，全体と比較して高くなっている。

「勤務からの帰宅時間」については，父親は「２２時以降」が，母親は，「１５～１６時台」，「１７時台」，「１８時台」の割合が高くなっている一方，ひとり親世帯の母親では，「１８時台」以降の割合が全体より高くなっている。

「暮らし向きに関する認識」については，ひとり親世帯や貧困線以下の所得の世帯で「やや苦しい」，「大変苦しい」の割合が全体よりも高くなっている。

子どもの状況について，「子どもの学力・学習等の状況」のうち，「学習塾の利用状況」であるが，ひとり親世帯や貧困線以下の所得の世帯では，「通わせている」割合が全体と比較して低くなっている。

「学校での勉強の成績」については，これは保護者の認識ということであるが，ひとり親世帯や貧困線以下の所得の世帯では，成績が「やや遅れている」，「かなり遅れている」と回答した割合が他と比較して高くなっている。

「子どもの健康・生活習慣の状況」については，「食事の状況」のうち「朝食の回数」について，全体では，「ほぼ毎日食べている」が大半を占めているが，ひとり親世帯の「ほとんど食べない」の割合が他と比較して高くなっている。

「所有物」については，ひとり親世帯や貧困線以下の所得の世帯では，小学生，中高生等で「勉強机」，「部屋」の割合が全体と比較して低くなっている一方で，小学生においては，「テレビ」，「携帯電話」，「スマートフォン」，「携帯ゲーム機」が，中高生等においては，「テレビ」，「スマートフォン」の割合が高い傾向にある。

「携帯ゲームやスマートフォン等の使用時間」については，ひとり親世帯や貧困線以下の所得の世帯において，小学生，中高生等の「３時間以上」の割合が全体と比較して高くなっている。

また，乳幼児，小学生調査において，「ほぼ毎日」「子どもと遊んでいる」場合，携帯ゲームやスマートフォンを「見ない」割合が他と比較して高くなっており，中高生等調査において，「ほぼ毎日」「子どもと会話する機会がある」場合，「１時間未満」の割合が他と比較して高くなっている。

「小学生の放課後又は長期休業中の過ごし方」については，放課後，長期休業中ともに「家族や親戚と過ごしている」が最も高く，次いで「学習塾・習い事に行っている」となっている。一方，ひとり親世帯や貧困線以下の所得の世帯において，「学習塾・習い事に行っている」割合が全体と比較して低くなっており，「自宅等で１人で過ごしている」，「児童館や学童保育所で過ごしている」の割合が高くなっている。

「子どもの自己肯定感」については，「将来の明るい希望を話すことができる」，「自信を持って，行動したり人と関わることができる」，「目標に向かって努力することができる」という 3 つの設問のうち，すべてが「できる」又は「どちらかというとできる」と回答があった場合に「自己肯定感が高い」としており，その割合は，小学生等調査で 70.3%，中高生等調査で 67.1%となっている。親との遊びや会話の関わりが多い場合や，子育てにかける時間やお金等の優先度が「最も優先すべき」の場合，文化芸術活動や自然体験等の機会が多い場合に，「自己肯定感が高い」割合が他と比較して

高くなっている。

「保護者の状況」については，「相談相手の状況」であるが，全体では，「相談できる相手がいる」割合が最も高くなっているが，ひとり親世帯や貧困線以下の所得の世帯について，「相談できる相手がおらず，ほしいと思っている」割合が，全体と比較して高くなっている。

「求めている子育て支援策」については，乳幼児・小学生調査では「保護者が家にいないときに子どもを預かる場やサービスの提供」，「生活や就学のための経済的補助」，「自然体験や集団遊びなど，多様な活動機会の提供」，中高生等調査では「生活や就学のための経済的補助」，「会社などでの職場体験等の機会」，「仕事に就けるようにするための就労に関する支援」の割合が高くなっている。

また，ひとり親世帯や貧困線以下の所得の世帯では，これらのほか，「低い家賃で住める住居の確保」の割合が高くなっている。以上が，８月に実施したアンケート調査の結果速報の概要である。

また，このアンケート調査と並行して，貧困の状況にある子ども等の様子などをより詳細に把握するため，この間，５２団体と６３施設からヒアリング調査を実施するとともに，７０２施設から，調査票により状況を集約した。ヒアリングの概要は，（３）別紙 4「ヒアリング調査結果（概要)」にまとめているが，代表的な意見は「計画骨子（案)」の中でも記載しているので，併せて御説明させていただく。

なお，先ほど説明したアンケート調査や関係団体・施設へのヒアリングによる実態把握に当たっては，学識経験者である同志社大学社会学部の埋橋孝文教授から助言をいただいている。それでは，「3　京都市貧困家庭の子ども・青少年に関する実施計画（骨子)」（案）の概要について，御説明させていただく。

まず，「（１）実施計画の基本的な考え方」であるが，「①　実施計画策定の趣旨」については，「京都はぐくみ憲章」の理念のもと，子ども等が，家庭の経済状況等から生じる「困り」により，将来を左右されることなく，希望を持って成長し，活躍していけるよう，社会全体で家庭の「子育て力」を高め，子ども等の成長を支えていくために必要な支援策等を掲げた実施計画を策定しようとするものである。

「②　計画の位置付け」としては，「京都市未来こどもはぐくみプラン」，「はばたけ未来へ！京都市ユースアクションプラン」を補足し，「子ども等の貧困」の観点から必要な施策をとりまとめた実施計画とする。

「③　計画期間」は，平成２９年度から平成３１年度までの３年間とする。

次に「（２）貧困家庭の子ども等の状況及び本市の貧困家庭の子ども等対策」について，別紙５により説明させていただく。「Ⅱ　貧困家庭の子ども等の状況」では，先ほど御説明させていただいた，この間のアンケートによる実態調査，関係団体・施設等へのヒアリングの実施状況とその結果について記載している。

「１　世帯の生活状況について」は，関係団体・施設等からのヒアリングで，ひとり親家庭では，不安定な就労環境にあり，母親の帰宅時間が遅いことなどから，子ど

もと十分関わることができず，子どもが夜遅くまで起きているなど，生活習慣が身についていない等の事例が指摘されている。一方で，保護者の帰宅時間が遅い家庭においても，保護者の子どもへの関わり方によっては，必ずしも，子どもの生活習慣が乱れているなどの悪影響を与えているとは言えず，個々の家庭や子どもの状況を見て対応すべきとの指摘もある。

「２　子どもの状況について」は，「ア　学校での勉強の成績」については，保護者が就労等により多忙で，子どもと関わる時間が十分でない，学習する環境が整っていないといった課題を抱える家庭があり，結果として子どもに学習習慣が定着せず，学力低下につながっているのではないかといった指摘がされている。「ウ　放課後又は長期休業中の過ごし方」については，関係団体・施設等ヒアリングにおいても，困難を抱える家庭の子どもにおいては，夜間に子どものみで留守番等をしている事例があることが指摘されている。

「３　保護者の状況について」は，困難を抱える家庭では，就労環境により時間の余裕がないなど，様々な事情により，保護者が孤立の状況に置かれ，相談相手もなく，十分な支援が届けられていないと考えられる事例が指摘されている。また，保護者自身が困難な環境で育ち，自分の経験を基に子どもと接してしまう結果，うまく子どもと関わることができない事例が指摘されている。

「４　青少年の状況について」は，支援を必要とする青少年は，自己肯定感が低い，基本的な生活習慣や学習習慣が身についていない，職が長続きしない，孤立の状況にあるといった課題が指摘されている。また，こうした課題の要因として，保護者の困窮状態や心身の健康不安のほか，複雑で不安定な家族背景が影響しているのではないかという指摘がされている。

「５　支援策について」は，孤立傾向にある親に対する支援や子どもが孤立しないための「子ども等の居場所づくり」に関する支援の実施，困りがある保護者に対する支援施策等の的確な情報提供，学力向上のための取組の充実の必要性，関係機関との連携の重要性等について指摘されている。

次にこうしたこれまでの実態調査から見えてきた課題等を踏まえた「Ⅲ　本市の貧困家庭の子ども等対策」である。

「１　貧困家庭の子ども等対策として実施する施策の体系」の「１　実態把握から見えてきた課題」について，「貧困家庭をはじめ，課題を抱えている家庭では，不安定な就労による時間的ゆとりのなさ，保護者の生活力や経験の不足から，うまく子どもと関われない事例がある。」，「ひとり親家庭等では，子どもが自宅等で一人で過ごしている，携帯ゲームやスマートフォンの使用時間が長く，学習状況に遅れがみられる傾向がある。」，「親自身が周囲から孤立しており，支援が届けられていないと考えられる場合がある。」「親との遊びや会話の機会が多い場合や，文化芸術，自然体験等の機会が多い場合には，子どもの自己肯定感が高い傾向がうかがえる。」といった結果となっている。

「２　施策推進の視点」につきましては，貧困家庭等の状況に応じた支援や，孤立の防止のための取組を実施するとともに，子ども等が，地域の人たちをはじめ，社会の方々に支えられながら，困難な状況にあっても将来に希望を持って成長できるよう，

Ⅰ　子ども等のライフステージや保護者も含めた家庭の状況に応じ，総合的な支援を横断的に切れ目なく実施する。

Ⅱ　子ども等の夢の実現につなげるため，子どもとの積極的な関わりにより，自己肯定感を高め，学力向上を図り，生きる力を育む。

Ⅲ　地域や関係機関とのつながりにより，市民ぐるみ，地域ぐるみで取組を推進する。

の３つの視点を重視して取組を行っていく

「３　施策推進の体系」である。

本市の「貧困家庭の子ども等対策」に資する事業・取組について，大きく３つの体系に沿って整理したうえで，着実に推進することとしている。

「（１）家庭の自立や子育て力の向上に向けた，子育て・経済・就労支援(保護者への支援)」としては，３点掲げている。

①「子育ての不安や負担を軽減し，安心して子育てできる環境づくりのための支援」として，保護者が孤立化することのないよう，子育てへの不安や負担感を軽減するための支援や，安心して子育てできる環境づくりのための支援に取り組むことにより，子育てに喜びと夢を感じられる社会の実現を目指していく。

②「経済的負担の軽減，住まい確保に向けた支援や就労対策等の保護者の生活基盤を支えるための支援」として，子育て家庭や貧困家庭等の生活基盤を支えるため，社会全体で子育てを支え合うという観点から，国や府等とも連携しながら，諸施策の実施により支援を行っていく。

③「ひとり親家庭への支援」として，ひとり親家庭では，経済的に厳しい家庭が多いほか，経済状況にかかわらず，子育てと生計の維持を保護者ひとりで担い，育児・家事の負担から，子育てに課題を抱えやすい状況にある。このため，就業に関する支援や生活の安定を図るための支援，孤立防止のための支援等を行っていく。

「（２）子ども等の健全な育成と将来を見据えた生活・学習・就労支援(子ども等への支援)」としては，４点掲げている。

①「子どもの居場所づくりなど健全な育成のための支援」は，すべての子どもが，人との絆の中で自らをかけがえのない存在と感じながら，心身共に健やかに育っていけるよう，ライフステージに応じた子育て支援及び学習支援に取り組むとともに，地域ぐるみで子どもを見守り，支え合うまちの実現を目指すものである。

②「健やかな心身と確かな学力の育成に向けた支援」は，様々な体験によって豊かな人間性と社会性を育むなど，子ども等の健やかな心身を育むとともに，確かな学力の定着・向上を図ることにより，次代を担う子ども等が，生まれ育った環境

に左右されることなく，自己肯定感を高め，たくましく未来を切り拓くことができるよう支援を行うものである。

③「支援を必要とする青少年のための取組」は，様々な困難を抱える青少年に対し，相談事業や就労支援，自立支援などを実施し，青少年の社会的自立を総合的・継続的に支援するものである。

④「社会的養護が必要な子どもへの支援」は，社会的養護が必要な子どもに対し，大人との愛着関係を築きながら，安心感，自己肯定感，信頼感を育むための家庭的養護を推進するとともに，児童養護施設等の退所後も社会的自立を支えるために継続的に支援するものである。

「（３）地域・関係機関との連携により貧困家庭等を支援するネットワークづくり」としては，３点掲げている。

①「気軽に相談できる相談場所の設置」は，困りのある家庭が孤立して不安や悩みを抱えることのないよう，妊娠・出産・育児・義務教育段階等の各時期を通じて，相談や健診，家庭訪問など切れ目のない支援を行う中で，心身の状況を把握し，必要に応じて情報提供，助言や継続的な支援を行うとともに，各機関がそれぞれの専門性を活かして，困りに応じた相談に対応するものである。

②「地域・関係機関との連携によるネットワークづくり」については，行政機関や地域，関係機関等との連携を更に深め，互いに協力しながら，社会全体で子どもと子育て，青少年育成を支援し，共に支える風土づくりを一層推進するよう取り組んでまいります。

③「子どもや家庭，青少年等に係る支援施策の一元化の推進」は，子どもや子育て，若者に関する施策を総合的かつ積極的に推進する「子ども若者はぐくみ局」を創設するとともに，子どもに関する相談等に一元的に対応する窓口としての「区役所支所・子どもはぐくみ室（仮称）」を設置し，市民ぐるみ・地域ぐるみの子育て支援を礎に，子どもや若者に関わるあらゆる行政施策を融合し，子どもの成長段階に応じた切れ目のないきめ細かな取組をより積極的かつ効果的に展開していく。

次に，「２　貧困家庭の子ども等対策に資する具体的な施策」についてである。「３　計画の推進」であるが，本実施計画に位置付ける取組の推進状況は，「京都市子ども・子育て会議」等に報告を行うことで，第三者の視点での評価をいただく。また，計画の改定時期に，継続して調査等を行い，貧困家庭の子ども等の実態を中長期的に把握していく。

最後に「４　今後の予定」であるが，計画骨子（案）については，昨日の教育福祉委員会でも御説明させていただいており，今後，２月市会において関連する予算案を提案し，３月に実施計画を策定していく。説明は以上である。

（委員からの主な意見）

【星川委員】京都市における「貧困線」以上・以下の判定方法の例示として，「等価可

処分所得：250 万円÷√3＝144.3 万円＜212 万円（3 人世帯の貧困線）」とあるが，144.4 万円とは何を意味するのか。

【事 務 局】本市の調査においては，国の調査のように収入額を細かくお聞きするのではなく，「201 万円から 300 万円」のように幅をもたせた選択肢とし，回答いただいた選択肢の中間値である 250 万円を当該家庭の所得と仮定し，国の示す「貧困線」との比較を行った例を示しているもの。したがって，144.4 万円は仮定上の等価可処分所得を示しており，本例で申し上げると，3 人世帯で「201 万円から 300 万円」を選択した家庭は貧困線以下にあると便宜上，推計している。

【秋道委員】「貧困家庭の子ども等対策に資する具体的な施策」として，数多くの施策を挙げられており，これらが結集すると凄い力になると思う。もっとこれらの取組を宣伝した方が良いのではないか。

【奥野委員】京都市が，これほど様々な施策を実施していることが本当に届いてほしい方に届いていない現状がある。例えば，日々の担任からの声掛けなどの積み重ねが本当に支援の必要な方に届く方法であると思う。

【事 務 局】先日の教育福祉委員会でも議論があったが，今回実施したアンケートの回答率についても，無作為抽出の市民アンケート調査では 48.8%であったが，本市の支援施策の対象者からは 30.5%であるなど，数値としても表れていると認識している。実施計画骨子（案）には，既存の事業を中心に記載しているが，今回新たに「貧困対策」として打ち出していくことを契機とし，本当に必要な方に支援が届くよう，改めてしっかりと周知してまいりたい。

【髙乗委員】先日の教育福祉委員会において，「実施計画骨子（案）の具体的施策について，既存事業が多く，新規事業が少ないのではないか」との批判があったとの報道があったが，私としては，子ども若者はぐくみ局が創設される中で，むしろ既存事業をしっかり再点検し，より実のある事業となるよう充実させていくことが重要であると考えている。今回，様々な困りを抱えた方に横断的な施策展開をしていくことが謳われているが，支援が必要な方に行政サービスが届けられているかどうか。あるいは，行政サービスがしっかりと機能しているかどうかが重要。行政としては，施策や計画を作った段階でやや安心してしまう傾向があり，あとは作った施策が上手く機能しているだろう，という考えに陥りがちであるが，本当に届けられているかどうかの再確認を。そこが子ども若者はぐくみ局にも問われてくると思う。また，子ども若者はぐくみ局に移管された事業について，しっかりと教育委員会としても連携しながら，ヨコの連携を意欲的に取り組むことが成果にも繋がると思う。

【星川委員】この実施計画がどの所得水準の世帯をターゲットにしているのか示され

ていない。課題もあると思うが，対象となる層を明示することで，施策を受ける側も“自分たちのため”という意識を持ちやすいので，施策が届くようになると思う。

【在田教育長】国の「貧困線」の基準をわかりやすい表現に工夫して記載すれば，市民にとっても，より伝わると思う。検討したい。

【髙乗委員】関係施設・機関へのヒアリング結果を見ても，経済的に貧しい家庭でも子どもとの関わりをしっかりしている家庭もあり，経済的に貧しい家庭に対して，経済的支援を行えば，問題が解決されるものではない。教育委員会としては，「貧困線」を下回っていなくても，様々な困りを抱える家庭はあるので，家庭・保護者・子どもの様々な「困り」に焦点をあてて，それぞれの「困り」をしっかりと把握することが重要である。そうした情報は子どもと最前線で関わっている教員が気づきやすいと思う。教育委員会としては，教員の声を丁寧に拾い上げて，関係機関とも連携しながら取り組んでもらいたい。

【事 務 局】様々な貧困家庭の子ども等対策に資する具体的な施策と子ども・家庭・保護者をつなぐのも教員だからこそ果たせる役割の一つとして認識しており，校長会とも協議していきたい。

【星川委員】教員やスクールソーシャルワーカーが貧困家庭の子ども等対策に資する具体的な施策を知ることが重要である。

【鈴木委員】市民アンケートの調査結果の「所有物（自分一人で使うものとして持っているもの)」の項目について，ほとんどの子どもたちがスマートフォンなどの「電子機器」と「部屋」を持っていることに大変驚いた。親としては，子どもに独立した部屋を持たせることは良いことと考えるが，それが逆に子どもの孤立化に確実に向かっていると感じる。こうしたカプセル部屋状態で，仮想空間でのやりとりで世界が確立している「デジタル子ども」「ネットネイティブな子ども」にとって，今一度，「子どもにとって豊かな暮らし」という視点から，現場の教員と一緒に対応を考えていくことが，非常に重要であると思う。

オ 非公開の宣言

教育長から，以下の報告１件について，会議を非公開とすることを宣言。

カ 報告事項

報告　銅駝美術工芸高校の崇仁地域への移転について

（事務局説明　三宅　学校指導課担当課長）

銅駝美術工芸高校の崇仁地域への移転について報告させていただく。これまでの経過については，美工同窓会から要望書が提出された昨年 6 月に報告させていただいているので，本日は銅駝美工の現状と移転により期待できる効果について報告する。

まずは，銅駝美工の学校施設の現状についてであるが，大きく 2 点の課題を抱えている。１点目は施設の老朽化である。銅駝美工の校舎は，昭和５５年に整備した実習棟と，平成４年に整備した記念棟及び本館の 3 棟で構成されている。そのうち本館については昭和８年に整備，同１３年に増築されたものであり，市内の学校施設でも最古の校舎である。平成２３年度に耐震補強工事を実施しているが，築後約８０年経過し老朽化が目立ってきており，改築等の検討が必要となっている。2 点目は狭隘な施設についてである。平成１６年度の学科改編後，美術の基礎を学ぶ「表現基礎」や，進学指導を念頭に置いた「表現演習」などの実技科目を開講する中で，職員室を削り地下室を設けるなどの対応を行っているが，元々小学校として活用していた狭隘な校舎を転用しているため，専用教室が設置できず普通教室で授業を実施している。

次に，多様化する美術領域への対応の検討についてである。平成１６年度に学科改編を伴う教育内容の改革を実施し，教育内容の充実を図ってきた。しかし，同改革から１０年以上が経過し，美術のあり方も変化している。動画・映像・ＷＥＢがますます台頭し，インスタレーションいわゆる空間芸術やプロジェクションマッピングなど，新しいメディアを用いたアートが注目を浴びている。このように美術が多様化する中で，生徒の興味・関心も大きく広がっており，今後はこうした新しい美術領域についても対応できる環境整備が求められている。現在，銅駝美工では，教職員で構成する改革推進委員会において，今後の教育内容の在り方について検討を進めているが，施設面の課題が新たな美術領域導入の壁になっている。

以上が銅駝美工の現状についてであり，こうした課題を踏まえて，芸大移転予定地への移転により期待できる効果について報告させていただく。

まずは施設面についてであるが，銅駝美工の学校施設は老朽化の状況から，改築等を検討する必要があるが，改築等については仮設校舎や閉鎖校等への一時移転などが必要となり，在校生の教育活動への影響が大きくなる。移転による校舎の新設であれば，在校生への負担なく整備を進めることができる。また，銅駝美工と芸大は美術系の教育施設であることから，施設の一部を共有することも可能であり，効率的な施設整備の観点からも芸大移転に合わせて銅駝美工を移転させることが望ましいと考えている。

次に教育内容についてであるが，芸大と銅駝美工は共に明治１３年に日本初の公立の絵画専門学校として開設された「京都府画学校」を起源とする兄弟校であり，これまでから芸大教員による特別講義や共同展覧会の開催など連携を進めてきたが，敷地が離れていたためどうしても一時的な連携にとどまるという課題があった。銅駝美工が移転し両校が同一敷地内に設置されることにより，生徒・学生同士の作品交流や共同制作，教職員間の交流など継続的な高大連携が可能となるとともに，市民や観光客

に向けた作品の展示や市民を巻き込んだワークショップ，地域と連携した取組など，文化庁移転も踏まえた文化芸術の創造拠点としての機能をより一層高めることが期待できる。

以上のように銅駝美工の移転により，現在，銅駝美工が抱えている課題を改善できるとともに，芸大との連携推進など教育活動の充実も期待できることから銅駝美工の移転について行財政局と協議を進め，基本計画に盛り込まれることとなった。

基本計画＜案＞に京都芸大以外の施設についてという項目があり，そこに銅駝美工の移転が明記されており，また，配置計画の案も示されており，分棟・合築の違いはあるが，銅駝美工については河原町通西側のＣ地区に配置されている。

最後に今後のスケジュールであるが，来年 1 月 23 日の経済総務委員会において，行財政局から基本計画＜案＞について報告され，1 月 25 日の教育福祉委員会におきまして，銅駝美術工芸高校の崇仁地域への移転について報告する。そして，1 月 30 日から 2 月 28 日まで基本計画案に対する市民意見募集を実施し，3 月中に基本計画を策定する予定である。

また，次年度以降についてであるが，29 年度から 31 年度にかけて基本設計及び実施設計を行い，32 年度から 34 年度に建築工事を行う。そして 35 年度に移転開校の予定である。説明は以上である。

（委員からの主な意見）

【秋道委員】芸大と合築されることについてはいつ頃決まるのか。

【事 務 局】来年度から基本設計を行うことになるが，基本設計の中でどういった施設になるかは決まる予定である。

【秋道委員】合築により文化芸術の拠点としての機能が高まると思うので，期待している。

（４）その他

〇教育長から，前会会議以降の主な出来事等について報告

12 月 16 日　「28 年度全国体力・運動能力，運動習慣等調査」

12 月 16 日　英語で『合気道』体験会

12 月 18 日　第２４回全国中学駅伝　桂中学校が３連覇を達成

12 月 21 日　教育福祉委員会

〇事務局から当面の日程について説明

（５）閉会

１７時００分，教育長が閉会を宣告。

署　名　　教育長